

## 告 示

### 埼玉県告示第七百三十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十九条の規定により、次の特定非営利活動法人を特例認定したので、同法第六十二条において準用する同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和六年六月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 名称

特定非営利活動法人埼玉ハンノウ大学

#### 二 代表者の氏名

小野 麻理

#### 三 主たる事務所の所在地

埼玉県飯能市仲町六番地一号

#### 四 当該特例認定の有効期間

令和六年六月十八日から令和九年六月十七日まで